

定期金に関する権利の評価明細書

被相続人名
氏

定期金又は契約の名称					
定期金の給付者	氏名又は名称			住所又は所在地	
定期金に関する権利を取得した者					
定期金給付契約に関する権利の取得年月日		平成 年 月 日		令和	

1 定期金の給付事由が発生しているもの

(1) 有定期金	解約返戻金の金額	一時金の金額	⑨ の 金 额	評価額(①、②又は③のいずれか多い金額)
	① 円	② 円	③ 円	④ 円
(3) 終身定期金	定期金給付契約に基づく定期金の給付が終了する年月日		平成 年 月 日	
	1年当たりの平均額	予定利率	給付期間の年数	複利年金現価率
(2) 無定期金	⑤ 円	⑥ %	⑦ 年	⑧
	⑨ × ⑧ の金額		⑩	円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	解約返戻金の金額	一時金の金額	⑪ の 金 额	評価額(⑩、⑪又は⑫のいずれか多い金額)
	⑩ 円	⑪ 円	⑫ 円	⑬ 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	1年当たりの平均額	予定利率	余命年数	複利年金現価率
	⑭ 円	⑮ %	⑯ 年	⑰
(3) 終身定期金	解約返戻金の金額	一時金の金額	⑱ の 金 额	評価額(⑰、⑲又は⑳のいずれか多い金額)
	⑰ 円	⑲ 円	⑳ 円	㉑ 円
(4) 権利者に対し、一定期間、かつ、定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付する契約に基づくもの	⑳ の 金 额	㉒ の 金 额	㉓ の 金 额	評価額(㉔又は㉕のいずれか少ない金額)
	㉒ 円	㉓ 円	㉔ 円	㉕ 円
(5) 定期金給付契約の目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときは権利者又は遺族等に定期金を給付する契約に基づくもの	㉖ の 金 额	㉗ の 金 额	㉘ の 金 额	評価額(㉙又は㉚のいずれか多い金額)
	㉗ 円	㉘ 円	㉙ 円	㉚ 円

2 定期金の給付事由が発生していないもの

(1) 契約に解約返戻金を支払う定めがない場合	定期金給付契約に基づく掛け金又は保険料の払込開始年月日			昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和			
	イ 掛け金又は保険料が一時に払い込まれた場合	払込金額	予定利率	経過期間の年数	複利終価率	① × ② の金額	評価額(③ × ④ の 90 100)
	ロ イ以外の場合	⑤ 円	⑥ %	⑦ 年	⑧	⑨ 円	⑩ 円
(2) (1)以外の場合						評価額(解約返戻金の金額)	
						⑪ 円	

(裏)
記載方法等

この評価明細書（平成 22 年度改正法適用分）は、次の定期金給付契約に関する権利を評価する場合に使用します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続若しくは遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得したもの
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続等により取得したもの

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- 平成 22 年 4 月 1 日以後の相続等により取得したもの

なお、この評価明細書の各欄の「金額」及び「評価額」に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てて記載します。

1 定期金の給付事由が発生しているもの

- (1) ⑪及び⑯の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剩余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。
- (2) ⑫及び⑰の「一時金の金額」欄は、定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合の、その一時金の金額を記載します。
- (3) ⑬及び⑭の「1 年当たりの平均額」欄は、定期金の種類に応じて、それぞれ次に掲げる金額を記載します。

イ 有期定期金

毎年一定の金額が年 1 回給付される場合（年金方式の場合）には、その金額を記載します。

それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から定期金の給付が終了する年月日までの期間に給付を受けるべき金額の合計額を、⑦の「給付期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。

ロ 無期定期金

定期金給付契約に基づき給付を受けるべき金額の 1 年当たりの平均額を記載します。

ハ 終身定期金

毎年一定の金額が給付される場合には、その金額を記載します。

それ以外の場合には、定期金給付契約に関する権利の取得年月日から⑬の「余命年数」欄に記載した年数の間に給付を受ける金額の合計額を、その「余命年数」で除して計算した金額を記載します。

- (4) ⑮及び⑯の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。

- (5) ⑦の「給付期間の年数」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時におけるその契約に基づき定期金の給付を受けるべき残りの期間に係る年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。

- (6) ⑬の「余命年数」欄は、厚生労働省の作成に係る完全生命表（定期金給付契約に関する権利を取得した時の属する年の 1 月 1 日現在に公表されている最新の完全生命表）に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。

- (7) ⑧及び⑨の「複利年金現価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\left\{ 1 - \frac{1}{(1+r)^n} \right\} / r \quad \begin{array}{l} n : \text{有期定期金の場合は「給付期間の年数」} \\ \text{終身定期金の場合は「余命年数」} \end{array}$$

n : 有期定期金の場合は「給付期間の年数」
終身定期金の場合は「余命年数」

r : 予定利率

2 定期金の給付事由が発生していないもの

- (1) ⑪及び⑯の「予定利率」欄は、定期金給付契約に関する権利を取得した時における当該契約に係る予定利率を記載します。

- (2) ⑬の「経過期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の時からその契約に関する権利を取得した時までの期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を記載します。

- (3) ⑬の「複利終価率」の欄は、次の算式で計算し、小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$(1+r)^n \quad n : \text{経過期間の年数} \quad r : \text{予定利率}$$

- (4) ⑪の「1 年当たりの平均額」欄は、定期金給付契約に係る掛金又は保険料の払込開始の時から当該契約に関する権利を取得した時までの期間に払い込まれた掛金又は保険料の額の合計額を、⑬の「払込済期間の年数」欄に記載した年数で除して計算した金額を記載します。

ただし、年 1 回一定の金額の掛金又は保険料が払い込まれる契約の場合は、1 年間に払い込まれた掛金又は保険料の金額を記載します。

- (5) ⑪の「払込済期間の年数」欄は、定期金給付契約に基づく掛金又は保険料の払込開始の日からその契約に関する権利を取得した日までの年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り上げた年数）を記載します。

- (6) ⑬の「複利年金終価率」欄は、次の算式で計算し、小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入して記載します。

$$\{ (1+r)^n - 1 \} / r \quad n : \text{払込済期間の年数} \quad r : \text{予定利率}$$

- (7) ⑪の「解約返戻金の金額」欄は、定期金給付契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金に、前納保険料の金額、剩余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の金額につき源泉徴収されるべき所得税額に相当する金額がある場合にはその金額を減算した金額を記載します。